
プロジェクト リース

項目 適用時期及び会計基準の開発方法（新規又は改正）の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料では、リース会計基準等の改正に関する次の項目について検討することを目的としている。

(1) 適用時期

適用時期については、第 121 回リース会計専門委員会（2022 年 9 月 15 日開催）及び第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）において聞かれた意見を踏まえた事務局の分析及び再提案をお示ししている。

(2) 会計基準の開発方法（新規又は改正）

会計基準の開発方法（新規又は改正）については、現行のリース会計基準等を改正することで検討を進めているが、これまでにリース会計専門委員会及び企業会計基準委員会において聞かれた意見を踏まえた事務局の分析及び再提案をお示している。

2. 前項(1)の適用時期については、第 121 回リース会計専門委員会及び第 487 回企業会計基準委員会でご提示した審議資料を審議(2)-3 参考としてお示ししている。

II. 本資料における事務局による提案の要約

3. 本資料における事務局による提案及び再提案を要約すると、次のとおりである。

(1) 適用時期（本資料第 6 項から第 12 項）

前回の提案を変更せずに、会計基準の公表から強制適用までの期間は 2 年程度を基礎とする。また、早期適用を認める。

(2) 会計基準の開発方法（新規又は改正）（本資料第 15 項から第 19 項）

これまでの方針を変更し、現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を改正するのではなく、貸手に関する定めも含め、新しい会計基準（企業会計基準第 3X 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 3X 号「リースに関する会計基準の適用指針」）を開発する。

III. 適用時期の検討

第 121 回リース会計専門委員会及び第 487 回企業会計基準委員会における事務局の提案

4. リース会計基準等の改正においては、主に次の点を踏まえて、会計基準の公表から強制適用までの期間は 2 年程度を基礎とすることを提案した。ただし、IFRS 任意適用企業において早期適用することのニーズが存在すること等を考慮して、早期適用を認めることも提案した。
 - (1) これまでに ASBJ が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から強制適用の時期までが 1 年程度のものが多いが、強制適用までに 2 年や 3 年の期間を設けているものもある。
 - (2) リース会計基準等の改正においては、リースの識別に関する定め等を詳細にすることを提案しており、また、これまでオペレーティング・リースに分類されていたリースを含めた借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上することを提案している。したがって、契約がリースに該当するかどうかを判断するプロセスの構築が必要となる可能性や、貸借対照表に計上する資産及び負債の増加によりシステムによる対応が必要となる可能性がある。
 - (3) 一方で、基準の公表から強制適用までの期間を長くすることは、それだけの期間、我が国における実務が国際的な実務と整合しない状態が続くことを意味する。IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の強制適用時期が 2018 年 1 月であったのに対し、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の強制適用時期が 2021 年 4 月であり、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまで 3 年の時間差が生じている。これに対し、IFRS 第 16 号の強制適用時期が 2019 年 1 月であり、現時点で既に 4 年が経過しており、これに基準の公表から強制適用までの期間を追加した期間だけ、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの時間差が生じることになる。

第 121 回リース会計専門委員会及び第 487 回企業会計基準委員会において聞かれた意見

5. 第 121 回リース会計専門委員会及び第 487 回企業会計基準委員会において聞かれた意見は、次のとおりである。

（事務局の提案に反対する意見）

- (1) 会計基準の公表から強制適用までの期間は最低 3 年が必要と考える。リースの会計

処理は日常的に行われており、システム対応やプロセスの変更は当然起こり得るので、リース会計基準等の改正は、3年の期間が設けられた収益認識会計基準と同じ規模の基準改正であると考え。また、リース会計基準等は個別財務諸表にも適用されるため、財務諸表作成者は法人税法の改正状況も考慮して慎重な対応が必要である。

- (2) 会計基準の公表から強制適用までの期間を非上場企業も含めて一律2年とすることは財務諸表作成者の準備にかかる負担が大きい。例えば、上場企業と非上場企業で適用時期を変えることも考えられるのではないかと。
- (3) 国際的な会計基準との整合性について3年から5年程度の一定期間のタイムラグが許容されるのであれば、会計基準の早期適用を認めることもあり、強制適用までの期間は、準備期間を十分に設ける観点から1年程度延ばして3年程度とする方が良いのではないかと。

(事務局の提案に賛成する意見)

- (4) 財務諸表利用者としては、IFRS 会計基準と現行の我が国における会計基準との差異調整に多大な労力を要しているため、会計基準の公表から強制適用までの期間は可能な範囲で短い方がよく、また、早期適用は認めるべきと考える。

(公開草案での意見募集に含めることを条件に事務局の提案に賛成する意見)

- (5) 強制適用までの期間について2年間を基礎として検討を進めることに賛成する。ただし、リース会計基準等の改正点は細かな点も含めて非常に多いため、企業が具体的な準備を始める段階で、事務局が想定していない論点が出てくる可能性がある。そのため、会計基準の公表から強制適用までの期間については、公開草案を通じて関係者の意見を丁寧に聞いた上で判断する必要があると考える。
- (6) 期首からの強制適用という前提で、会計基準の公表から強制適用までの期間を2年程度とする事務局の提案は、検討の出発点として妥当であると考え。ただし、適用時期を決定するにあたっては、適用時期に与える諸要因（例えば、負荷がかかる実質的なリースの遡及的な判断や適用時の開示などに対する、負荷を軽減する簡素な定めや実務負担の軽減措置など）を挙げて、会計基準の公表からどの程度の準備期間を設けることが妥当であるかを、関係者の懸念を聞きながら整理して頂きたい。

(その他)

- (7) 契約にリースが含まれているかどうかを改正リース会計基準の適用時に見直す場合、準備期間が2年で十分であるかどうかについて、関係者の意見を十分に確認していただきたい。

事務局の分析及び再提案

6. 前項のとおり、会計基準の公表から強制適用までの期間を2年程度とすることについては、賛成意見も反対意見も聞かれている。早期適用については、反対意見は聞かれていない。
7. この点、本資料第4項(1)のとおり、これまでにASBJが公表してきた会計基準については、会計基準の公表から強制適用の時期までが1年程度のものが多く、リース会計基準の適用時期についても、これまでのASBJにおける経緯を踏まえて検討すべきと考えている。
8. また、リース基準については、IFRS第16号の強制適用時期が2019年1月、Topic 842における公開企業の強制適用時期もほぼ同時期であったことから、現時点で国際的な実務と異なる期間が既に4年経過している。事務局としては、我が国における実務が国際的な実務と整合していないことについて、一定の期間であれば許容できるというものではないと考えている。
9. そこで2年間の適用期間を設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間は最低でも6年程度となる時間差が生じることになる懸念はあるものの、リースの識別を始め、これまでとは異なる実務を求めることになることから、会計基準の公表から強制適用までの期間は1年程度ではなく、2年程度として提案したものである。
10. 改正リース会計基準等の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、IFRS第16号において適用初年度における実務上の負担を軽減するために設けられた経過措置について、我が国の改正リース会計基準等を基礎とした場合に関連すると考えられるものをすべて取り入れ、また、それに加えて我が国特有の経過措置の定めを提案も行っている。
11. これらを踏まえ、前回の提案を変更せずに、会計基準の公表から強制適用までの期間は2年程度とし、早期適用を認めることとしてはどうか。ただし、反対意見や関係者に確認して慎重に検討すべきとの意見が聞かれていることから、公開草案のコメントの募集にあたり、個別の質問事項とすることによってどうか。
12. なお、一部の企業に対してより遅い適用時期を設けることについては、企業間の改正リース会計基準等の適用コストの比較が難しく、より遅い適用時期の対象となる企業とならない企業との区分を正当化することが困難であると考えられる。

ディスカッション・ポイント

適用時期に関する事務局提案について、ご意見を頂きたい。

IV. 会計基準の開発方法（新規又は改正）の検討

これまでの事務局提案

13. 会計基準の開発方法として、次の点を踏まえて、借手の会計処理と貸手の会計処理で齟齬が生じないように、借手のための新しい会計基準を開発するのではなく、現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を改正することを提案した。
 - (1) 借手の会計処理については、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上することとし、借手の費用配分の方法については、IFRS 第 16 号との整合性を図る。IFRS 第 16 号と整合性を図る程度については、IFRS 第 16 号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる会計基準とする。
 - (2) 貸手の会計処理については、収益認識会計基準との整合性を図る点及び一定の項目に関して借手と整合性を図る点を除き、基本的には現行のリース会計基準等の定めを維持する。

これまでのリース会計専門委員会及び企業会計基準委員会において聞かれた意見

14. これまでのリース会計専門委員会及び企業会計基準委員会において聞かれた意見は、次のとおりである。
 - (1) 現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を改正するという事務局提案に賛成する。ただし、IFRS 第 16 号の単一モデルを採用する場合、現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の改正では親和性が取りにくいのではないかという懸念があり、また主要な定めをどこまで採り入れるのかといった点が鍵になるものと考えられる。
 - (2) 現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を改正するという事務局提案について、目指すべき方向性として良いと思われるが、文案作成においては、定義の部分など、いろいろなところでハードルが高くなることも想像できるため、方向性を決め付けることなく、柔軟性を持ちながら進めていくことが必要になると考えられる。
 - (3) 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第

16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の改正文案について、削除する項番号や枝番となっている項番号が多いため、非常に読みづらいと感じる。他の影響を考えた上で、項番号を振り直すことができないかご検討いただきたい。

事務局の分析及び再提案

15. 改正リース会計基準等では、貸手については多くの定めについて現行の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の定めを維持する提案を行っており、借手の会計処理については簡素で利便性が高いものとするを方針としているため、現行の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を基礎として改正を行っていくことで、特に貸手の定めに変更がないことをお示しできるメリットがあると考えられる。一方で、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の構成の変更を行うこと等により特に項番号が煩雑になるデメリットがある。
16. 当初、新基準ではなく改正とすることとした理由として、借手のための新しい基準を開発するかどうかという観点で議論を行っており、借手のための新しい基準を開発することで、借手と貸手の会計基準を別の基準とすることを避けることを考慮したことがあると考えられる。
17. この点は、新しい会計基準を開発したとしても、単一の会計基準において借手と貸手について定めることとすることで、前項の懸念は回避できるものと考えられる。
18. 主にリースの定義及びリースの識別並びに借手の会計処理について、現行の定めを大幅に改正している中では、本資料第14項(3)のご意見のとおり、削除する項番号や枝番となっている項番号が多くなり、利便性の観点から、新しい会計基準を開発することで、この点を解消することが考えられる。
19. これまでの方針を変更し、現行の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を改正するのではなく、貸手に関する定めも含め、新しい会計基準（企業会計基準第3X号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第3X号「リースに関する会計基準の適用指針」）を開発することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

会計基準の開発方法（新規又は改正）に関する事務局提案について、ご意見を頂きたい。

以上